第二十三条第一項第二号ロ中「分割前事業年度終了の時」を「分割型分割の直前」に改め、「（当該分割型分割に基因して第九条第一項第六号又は第九条の二第一項第六号に掲げる金額が生じた場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該分割型分割により移転したものに対応する部分の金額を含む。）」を削り、同項第三号イ中「増加し又は」を「増加し、又は」に、「加算し又は」を「加算し、又は」に改め、同号ロ中「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）」を加え、同条第二項中「同条第十二号の九」を「同条第十二号の九イ」に改め、同条第三項第七号中「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に改め、同項第十号中「第六十一条の二第十四項第三号」を「第六十一条の二第十三項第三号」に改め、同条第五項中「（当該被合併法人に他の株主等がいなかつた場合には、当該抱合株式の価額に相当する金額の当該合併法人の株式）」を削る。

第二十四条の二第一項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」及び「（以下この条において「再生計画認可の決定」という。）」を削り、同条第四項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第二十五条第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第一号中「若しくは適格分割型分割」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第六十九条第五項第三号」を「第六十九条第五項第二号」に改める。

第二十八条第一項第一号ハ中「（分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）」を削り、同条第四項中「又は分割前事業年度終了の時」を「終了の時又は当該適格分割型分割の直前」に改め、同条第五項を削る。

第三十二条第一項第一号中「第六十一条の五第二項」を「第六十一条の五第三項」に改め、同項第三号及び同条第三項中「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第三号に掲げる棚卸資産が適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるものにより移転を受けた同項に規定する譲渡損益調整資産である場合には、同号に定める金額から当該資産に係る同条第七項に規定する譲渡利益額に相当する金額を減算し、又は同号に定める金額に当該資産に係る同項に規定する譲渡損失額に相当する金額を加算した金額をもつて、当該資産の第一項の規定による取得価額とみなす。

第四十八条の二第一項第六号中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第四十八条の三中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第四十九条の二第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第五十四条第一項第五号中「適格事後設立に」を「適格現物分配に」に改め、同号イ中「適格分割型分割（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。」に改め、同号イ(1)中「分割法人」を「現物分配法人」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に改め、同号イ(2)中「分割承継法人」を「被現物分配法人」に改め、同号ロ中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号ロ(1)中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同号ロ(2)中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第六号に掲げる減価償却資産が適格合併に該当しない合併で法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるものにより移転を受けた同項に規定する譲渡損益調整資産である場合には、同号に定める金額から当該資産に係る同条第七項に規定する譲渡利益額に相当する金額を減算し、又は同号に定める金額に当該資産に係る同項に規定する譲渡損失額に相当する金額を加算した金額をもつて、当該資産の第一項の規定による取得価額とみなす。

第六十条中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「法第三十一条第二項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する適格分割等」に、「法第三十一条第二項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）」を「同項」に改める。

第六十一条の四の表の第一号の第一欄中「適格事後設立」を「現物分配法人」に改め、同表の第二号の第一欄中「又は現物出資（」を「、現物出資又は法第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配（」に、「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第六十四条第一項各号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第六十六条中「同号に」を「同条第二項に」に、「適格分割型分割等」を「適格分割等」に、「同号イ」を「同項」に改める。

第六十六条の二の表の第一号の第一欄中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同表の第二号の第一欄中「又は現物出資（」を「、現物出資又は法第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配（」に、「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第六十八条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」を削る。

第六十八条の二第二項第一号及び第四項第一号中「民事再生法の規定による」を削る。

第七十二条及び第七十二条の二を削り、第七十二条の三を第七十二条とし、第七十二条の四を第七十二条の二とし、第七十二条の五を第七十二条の三とする。

第七十三条第二項第十二号を同項第十四号とし、同項第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　法第六十二条の五第二項及び第五項（現物分配による資産の譲渡）

第七十三条第二項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）

第七十八条第二項を削る。

第八十条の二第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第八十二条第一号中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第八十二条の二第二項及び第八十三条の三第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第八十四条中「、共済金（」を「若しくは共済金（保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、同条第六項に規定する外国保険業者若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者が支払う保険金又は」に、「同項」を「法第四十七条第一項」に改める。

第八十七条の二第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」に改める。